福祉サービス苦情相談事業研修会オンライン受講規約

（目的）
第１条　本規約は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター（以下、「本センター」という。）が提供するオンラインでの福祉サービス苦情相談事業研修会（以下、「本研修会」という。）の受講について必要な事項を定めることを目的とする。なお、本研修会に申し込みした者は、本規約の内容すべてを確認した上で遵守することに同意したものとみなす。

（実施主体）
第２条　本研修会の実施主体は、本センターとする。

（本研修会の受講者）
第３条　本研修会の受講者は、ホームページ上の申し込みフォームに必要事項を記載する等、本センター所定の方法により申し込みを行い、本センターが受講の決定を通知した者とする。

（本研修会受講のための視聴環境等）
第４条　本研修会を受講するために必要な視聴環境（パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、インターネット等の通信環境等）は、受講者の負担及び責任において準備及び維持するものとする。

（ログイン用ＩＤ及びパスワードの管理）
第５条
（１）受講者は、本センターが発行したログイン用ＩＤ及びパスワードを受講者所属の事業所外に、貸与、名義変更、譲渡、売買等することはできない。
（２）受講者は、ログイン用ＩＤ及びパスワードを第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン用ＩＤとパスワードが第三者に漏洩した場合は、直ちに、その旨を本センターに連絡するものとする。

（権利・帰属・著作権）
第６条　本センターが本事業で提供するコンテンツに対する著作権は講師または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、受講者が以下の行為を行うことは著作権侵害となる場合がある。
（１）本研修会で提供されるコンテンツの一部または全部を講師に無断で撮影、録画、録音、転載すること。
（２）本研修会で提供されるコンテンツの一部または全部を講師に無断で改変もしくは要約して印刷物もしくは電子媒体に掲載すること。
（３）その他講師または正当な権利を有する権利者に帰属する著作権を侵害する行為を行うこと。

（本研修会で提供する情報）
第７条
（１）本センターは、本研修会で提供する情報の正確性については万全を期するが、本研修会で得た情報の受講に伴い、受講者に不利益や損害が発生したとしても、本センターは責任を一切負うものではない。
（２）本センターは、本研修会の管理運営の必要上、受講者に事前に通知することなく、本センターの判断によって本研修会で提供する情報の追加、変更、修正、削除等により受講者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

（免責事項）
第８条
（１）本センターは、本研修会の提供の中断、停止、終了、受講不能または変更、および本研修会の受講による機器の故障もしくは損傷､その他本研修会に関して受講者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。
（２）本センターは、本研修会の管理運営の必要上、ログインＩＤおよびパスワードを受講者の事前承諾を得ることなく、変更する場合があるが、その間、受講者が本事業を受講できないことによって、受講者に不利益や損害が発生したとしても、本センターはその責任を一切負わない。

（公開中止・停止）
第９条　本センターは、以下のいずれかの該当する場合、受講者に事前に通知することなく、本研修会を中断、停止、延期できるものとする。
（１）コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
（２）地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本事業の運営ができなくなった場合
（３）担当講師の不測の事故、病気、慶弔等により実施が困難である場合
（４）その他、本研修会の運営上、一時的な中断、停止が必要と本センターが判断した場合

２　本センターは、本規約に基づき本センターが本研修会を中断、停止、延期したことにより、受講者が被った不利益、損害について、一切の責任を負わない。

（受講者情報の取扱い）
第１０条　本センターによる受講者情報の取扱いについては､本センタープライバシーポリシーの定めによるものとし､受講者はこのプライバシーポリシーに従って本センターが受講者の情報を取扱うことについて同意するものとする。

２　本センターは、受講者が本センターに提出した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、本センターの裁量で、受講及び公開することができるものとし、受講者はこれに異議を唱えないものとする。

（禁止事項）
第１１条　受講者は、本研修会の受講にあたり、以下の各号にいずれかに該当する行為または該当すると本センターが判断する行為をしてはならない。
（１）法令に違反する行為または犯罪行為に関する行為
（２）本研修会の講師に対する迷惑行為その他犯罪行為に関する行為
（３）公序良俗に反する行為
（４）本研修会の講師その他関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を損害する行為
（５）本研修会の運営を妨害するおそれのある行為
（６）本センターのネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
（７）第三者に成りすます行為
（８）本研修会の他の受講者の情報の収集
（９）本センター、本研修会講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
（１０）その他、本センターが不適切と判断する行為

（規約外の定め）
第１２条　本規約に定めのない事項については､民法等の法令によるほか受講者と本センターとの間で誠意を持って協議し、解決するもとする。

附則
この規約は、令和２年１０月１５日から施行する。